

議案第140号

大津市附属機関設置条例の制定について

平成24年10月4日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、執行機関の附属機関を別表のとおり設置する。

(担任事項等)

第2条 附属機関の担任する事項、委員の定数及び委員の構成は、別表に定めるとおりとする。

(委嘱等)

第3条 附属機関の委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから、当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。ただし、同表の委員の構成欄の規定により、執行機関が行う委員の公募に応募した市民のうちから委員を委嘱する場合において、当該公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱し、又は執行機関が行う委員の公募に応募した者のうちから委員を委嘱しないことができる。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項については、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表市長の部大津市庁舎整備計画検討委員会の項の規定は、規則で定める日から施行する。

別表（第1条、第2条関係）

附属機関の 属する執行 機関	名 称	担任する事項	委員の 定数	委員の構成
市長	大津市庁舎整備計画検討委員会	現庁舎の敷地を活用した庁舎の整備計画を策定するために必要な事項について調査審議すること。	10人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、福祉に関する団体から選出された者、事業者団体から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
	大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会	平成23年10月に自殺した市立中学校2年の男子生徒に対するいじめの事実関係を調査し、及び自殺の原因、学校の対応等について考察するとともに、再発防止について青少年の健全育成の観点も踏まえて審議すること。	6人以内	学識経験を有する者で、本市と利害関係を有しないもの